平成２１年（フ）第２１６９０号
東京都港区台場１丁目５番７―304号
破産者　有限会社フォーリアル
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６９１号
福井県福井市御幸３丁目10―２
破産者　三井堅太郎
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７１３号
東京都台東区清川１丁目20番１号
破産者　有限会社林砥石商会
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７１４号
東京都台東区下谷３丁目16―12―1102
破産者　林　　資子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７３７号
東京都世田谷区太子堂４丁目28番９号
破産者　株式会社イーディ・ディーン
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７３８号
東京都狛江市岩戸北３丁目９―８―405
破産者　金田　　敦
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７６２号
東京都練馬区田柄３丁目２番６号
破産者　株式会社グラフィティ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７６３号
東京都練馬区石神井町２丁目35―11
破産者　勝田　浩二
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７６８号
福島県伊達市舘ノ内12番地３
破産者　株式会社せがみ物流
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７６９号
埼玉県川越市今福2923番地１
破産者　有限会社ガレージ鹿島
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７７０号
東京都港区六本木７丁目11番14号
破産者　有限会社びーは
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７７１号
福島県福島市南矢野目字桜内34―３
破産者　半谷　裕史
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７７７号
神奈川県平塚市豊田小嶺307番地の11、商業登記簿上の本店所在地神奈川県高座郡寒川町倉見2269番地の２
破産者　有限会社丸金工業
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７７８号
神奈川県平塚市徳延23―213、開始決定時の住所神奈川県平塚市豊田小嶺307―11
破産者　金　　次雄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７７９号
神奈川県平塚市徳延23―213、開始決定時の住所神奈川県平塚市豊田小嶺307―11
破産者　金　　順子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７８０号
神奈川県平塚市公所718―４　グランデール21―202
破産者　金　　豊
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８９２号
千葉県松戸市胡録台244―Ｖ―503
破産者　高村　廣康
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３８号
神奈川県横浜市港北区新横浜２―３―24　サンセイビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区原町１丁目19番16号
破産者　株式会社ベンチャー・ブリッジ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３９号
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央50番16号
破産者　株式会社ブライト
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９４０号
東京都目黒区原町１丁目19―16―401
破産者　曽我部尚徳
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９４３号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町799―２―309
破産者　金指　　誠
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９４４号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町799―２―309
破産者　東　ひとみ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部